

別記様式第八（第二十条関係）

表

<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: -10px; left: 50%; transform: translate(-50%, -100%);">3cm</div> <div style="position: absolute; right: -10px; top: 50%; transform: translateY(-50%);">4cm</div> <div style="position: absolute; top: 50%; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%);">写真</div> </div> <p style="text-align: center;">( 年 月 撮影)</p>	<p style="text-align: center;">従業者証明書</p> <p style="text-align: center;">従業者証明書番号</p> <p style="text-align: center;">従業者氏名 ( 年 月 日生)</p> <p style="text-align: center;">業務に従事する 事務所の名称 及び所在地</p> <p>この者は、積立式宅地建物販売業者の従業者であることを証明します。</p> <p>証明書有効期間 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>許可証番号 国土交通大臣 第 号 知事</p> <p style="text-align: center;">商号又は名称</p> <p>主たる事業所の所在地 代表者氏名 <span style="float: right;">印</span></p>
<div style="border-top: 1px solid black; width: 100%; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: -10px; left: 50%; transform: translate(-50%, -100%);">9cm</div> </div>	
<div style="border-top: 1px solid black; width: 100%; position: relative;"> <div style="position: absolute; right: -10px; top: 50%; transform: translateY(-50%);">6.2cm</div> </div>	

裏

住所	
備考	
<p>積立式宅地建物販売業法抜すい</p> <p>第 37 条 積立式宅地建物販売業者は、国土交通省令で定めるところにより、従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。</p> <p>2 従業者は、取引の関係者の請求があつたときは、前項の証明書を提示しなければならない。</p>	

## 備 考

- 1 従業者証明書番号の付し方は、次の方法によること。
  - (1) 第1けた及び第2けたには、当該従業者が雇用された年を西暦で表したときの西暦年の下2けたを記載するものとする。
  - (2) 第3けた及び第4けたには、当該従業者が雇用された月を記載するものとする。ただし、その月が1月から9月までである場合においては、第3けたは0とし、第4けたにその月を記載するものとする。
  - (3) 第5けた以下には、従業者ごとに重複がないように付した番号を記載するものとする。
- 2 業務に従事する事務所又は現住所に変更があつたときは、裏面に変更後の内容を記入し、事務所の長の印を押印すること。
- 3 用紙の色彩は青色以外とすること。
- 4 証明書の有効期間は3年以下とすること。